

第7期第27回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月25日(月) 午前10時00分から午前10時20分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	△	19番	佐田正彦	△
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤勝	○	15番	林利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤浩	○	27番	中島勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 地区委員会の結果に関する件

第4 報告第2号 あっせん委員会の結果に関する件

第5 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき要請をする旨の決定に関する件

第6 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第7 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定に関する件

第8 議案第4号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主任 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

【会長挨拶】

議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は23名です。欠席は、6番・梅藤委員、14番・鈴木委員、17番・石崎委員、の3名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第25回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、2番・中田賢大委員、3番・辻勉委員の両名を指名したいと思いますがいよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、両名に決定をいたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告2件、議案4件の合わせて6件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがいよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第1号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

9月につきましては、議案に記載のとおり、9月12日に川西地区委員会を開催しております。

川西地区委員会では、農用地利用集積等促進計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判定しております。

以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。

続いて、日程第4 報告第2号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第2号 あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

8月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

主 査 以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議 長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

2 番 1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第5 議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき要請をする旨の決定に関する件」を議題といたします。

なお、本案件中、XXXXXXXXXXが借受予定者となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき要請をする旨の決定に関する件につきましてご説明を申し上げます。本件につきましては、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものです。8月総会のご報告でも申し上げましたとおり、北海道農業公社が農地中間管理権を取得し、認定農業者へ賃貸借により利用権の設定を行うものです。5ページから7ページに農用地等の内容、チェックリスト等を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第1号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第6 議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主査 議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書8ページ、所有権移転1件です。
先ほどの報告第2号でご報告いたしましたあっせんに伴う所有権移転となっております。
以上、所有権移転1件2筆ですが、この計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
図面につきましては、10ページに添付しておりますのでご確認願います。
以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第7 議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。

なお、XXXXXXXXXXが被設定人となっておりますが、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

主査 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。

主 査	<p>議案書 1 1 ページから、利用権設定 1 件です。</p> <p>北海道農業公社が農地中間管理権を取得し、被設定人へ賃貸借により利用権の設定を行うのがこの農用地利用集積等促進計画(案)になります。</p> <p>中間管理権を取得し、認定農業者へ賃貸借するという内容は、先の議案でもお諮りしてきたところですが、これらの農地についての計画案となっております</p> <p>この計画案を決定した後の流れを申し上げますと、町から農地中間管理機構へこの計画案を提出し、その後、知事が認可・公告を行い、被設定人に賃貸借されることとなります。道の公告日が制度上の決定日となるため、開始日が令和 5 年 1 0 月 3 1 日となっており、終期については、中間管理機構へ利用権を設定した日付となっております。</p> <p>1 3 ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第 3 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第 3 号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第 8 議案第 4 号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
主 査	<p>議案第 4 号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書 1 4 ページをお開き願います。</p> <p>公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。</p> <p>1 番、2 番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。</p> <p>現地確認結果として、議案に記載のとおり、1 番は宅地化、2 番は雑種地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。</p> <p>1 6 ページから 1 8 ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第 4 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>

- 1 4 番 1 番と2番の鵜川地区分について現地を確認してきましたので報告します。
申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
- 1 2 番 2番の穂別地区分について、現地を確認してきましたので報告します。
申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)
- 議 長 質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。